

# 2021年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:法哲学)

2021年2月20日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の【問題1】、【問題2】とも解答しなさい。解答の最初に問題番号を記すこと。

## 【問題1】

難事案における裁判官の裁量と法の不確定性について、国内外における法哲学や法理論の議論の蓄積に言及しつつ検討し論じなさい。

## 【問題2】

分配的正義における個人の運と責任との関係について、国内外における法哲学や法理論の議論の蓄積に言及しつつ検討し論じなさい。

# 2021年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:憲法)

2021年2月20日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の三つの設問の中から一問を選択して解答しなさい。

設問① 自己決定権について説明しなさい。

設問② 生存権の法的性格について説明しなさい。

設問③ 二院制の存在意義について説明しなさい。

得点

# 2021年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名: 刑事訴訟法)

2021年2月20日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

問 下記の設問のうち、1つを選択し解答してください。

**設問1** GPS 判決（最高判平成 29 年 3 月 15 日刑集 71 卷 3 号 13 頁）は、下記のように、GPS 捜査を憲法 35 条の保障する「私的領域に侵害されることのない権利」を侵害する強制処分とします（2段落目を参照）。もっとも、GPS 捜査が具体的にどのように上記権利を侵害するのかの説明（1段落目）については、いくつかの読み方が可能です。この 1 段落目の読み方としてありうるもの、2つ以上示したうえで、自身が妥当と考える読み方をその理由も含めて述べてください。

GPS 捜査は、対象車両の日々刻々の位置情報を検索し、把握すべく行われるものであるが、その性質上、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うものというべきである。

憲法 35 条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれるものと解するのが相当である。そうすると、前記のとおり、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法である GPS 捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑訴法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分に当たる……。

**設問2** 下記は、刑訴法 320 条 1 項の伝聞例外禁止原則に対する伝聞例外規定のうち、同 321 条 1 項 2 号（検面調書を許容する規定）について検討するものです（後藤昭「公判中心主義」法律時報 92 卷 5 号(2020)149 頁以下）。このアメリカ法の論理を踏まえた刑訴法 321 条 1 項 2 号の問題点について具体的に示したうえで、当該論理に対し考えられる反論を示してください。そのうえで、自身の見解について述べてください。

公判中心主義の中核に、法廷で両当事者が控制できる方式で供述を得るという思想があるとすれば、現行法の伝聞法則は、もう一度見直す必要がある。……

日本法は、伝聞証拠禁止原則を採用しつつ、多くの伝聞例外を許している。公判中心主義との関係で、もっとも重要なのは、検察官が録取した被告人以外の者の供述録取書（検面調書）を特に緩やかな要件で証拠とすることを許していることである。刑訴法 321 条 1 項 2 号前段は、公判庭で原供述者の供述が得られない場合、文言上無条件で、検面調書の採用を許す。同号前段は、原供述者が公判で供述しても、それが検面調書と相反するか、実質的に異なる内容であり、公判供述より検面調書の供述の方を信用すべき「特別の情況」があるときは、この調書の実質証拠としての採用を許す。……

アメリカ合衆国憲法第 6 修正は、被告人が検察側の証人と「対面する confrontation」権利を保障する。これは、日本国憲法 37 条 2 項の基になった条項である。連邦最高裁の判例は、伝統的に確立した伝聞例外は、この証人対面権保障に反しないという立場をとっていた。しかし、2004 年クロフォード判決は、それを改めて、法廷に現れない供述者の「証言的供述 testimonial statement」に対して被告人が反対尋問をする機会がないまま有罪証拠として採用することは、証人対面権を侵害するので許されないと判断を示すに至った。法廷意見は、これを「一方的尋問 ex parte examination」の排除として説明している。捜査官が捜査のために供述者に質問して得た供述は、典型的な「証言的供述」である。ここには、捜査官が法廷外で供述を固めてそれを法廷に持ちこむような立証は公正な裁判の方法ではないという思想が現れている。このように、アメリカ法では、伝聞法則に加えて、憲法上の証人対面権が公判中心主義を支える重要な要素となっている。

**設問3** 被疑者取調べへの弁護人立会いの可否について、刑訴法 301 条の 2 による被疑者取調べ録音・録画制度の問題性も示しながら論じてください。ただし、その際には、必ず以下の用語も用いてください（挙げている順序で用いなくとも問題ありません）。

憲法 38 条 1 項、弁護人依頼権、取調べ受忍義務、ミランダ判決、公判中心主義

得点

# 2021年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(科目名:税法)

(法学研究科)

2021年2月20日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の問題1・問題2とも解答せよ

## 【問題1】

所得税法における課税単位について、関連する判例に言及した上検討しなさい。

## 【問題2】

会社員Aは、裁判員制度における裁判員に選任され、会社の有給休暇を取得し、裁判官と共に刑事事件の審理（公判）に出席することとなった。

裁判員制度では、裁判員法により裁判員Aに対し旅費・日当・宿泊料が支払われるが、それらはAの所得となるのか否か、所得となる場合、どのような課税が行われるのか検討しなさい。

「参考」 裁判員は、特別な知識・能力・経験等を要件とせず国民一般から無作為に抽出された者の中から選任され、一定の事由に該当しない限りは、その辞退を申立てができるないこととされており、また、正当な事由がなく出頭しないときは10万円以下の過料に処することとされています。

# 2021年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:中東政治論)

2021年2月20日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

以下の問い合わせから2問を選択し、解答せよ。解答の冒頭に選択した番号を必ず明記すること。

- (1) 石油収入の増大が、父長制を永続化させるメカニズムについて説明せよ。
- (2) 共和制(大統領制)よりも君主制の方が体制として頑健であることを王朝君主制説に基づいて説明せよ。
- (3) 2011年の「アラブの春」以後に中東地域で発生した内戦(シリア・イエメン・リビア)のうち、ひとつを取りあげてその概要を述べなさい。その上で内戦の原因と考えられるものは何なのかを論じよ。
- (4) オランダ病とは何か、その概要を述べなさい。オランダ病が資源の呪い、とりわけ「石油の呪い」と呼ばれる現象といかに結び付いているのかについて論じよ。

得点

# 2021年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:国際政治学)

2021年2月20日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

以下の3つの項目の中から2つを選択して、それぞれ詳しく論じなさい。

- (1) 冷戦の起源
- (2) イギリスのEU離脱
- (3) 核兵器禁止条約

# 2021年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:英語)

2021年2月20日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の英文を日本語に訳しなさい。

【引用部分は削除しています】

(出典:毎日新聞(英語版) 2020年10月15日 <https://mainichi.jp/english/articles/20201015/p2a/00m/0na/037000c>)